第二十三号から第二十五号までを次のように改める。

二十三　介護給付費等単位数表第８の１の重度障害者等包括支援サービス費の注１の⑵の厚生労働大臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

二十四　介護給付費等単位数表第８の３の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十五　介護給付費等単位数表第８の４の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

第三十二号中「注１」の下に「及び注２」を加え、同号ロの⑴中「（就労移行支援事業の訓練が三人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。）」を削る。

第三十五号中「第12の13の注２」を削り、同号イ中「（就労継続支援事業の訓練が三人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。）」を削る。

○厚生労働省告示第百五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五十条第一項第四号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）第四条第一項第一号イ⑶、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）第十二条第一項第五号及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）第十一条第一項第二号イ⑶の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号ロ中「平成二十四年四月一日前」を「平成二十九年四月一日以降」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同号ニ中「（事業の開始の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十七年三月三十一日までの間）」を削り、同号ホ中「（当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十七年三月三十一日までの間）」を「から起算して三年間」に改め、同号ヘ中「第五十八号）」の下に「第百七条」を加え、同号ト中「平成二十七年三月三十一日までの間」を「当該多機能型生活介護事業所において行う事業の開始の日から起算して三年間」に改める。

○厚生労働省告示第百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号又は第十九号（都道府県知事から居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十九号）別表に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者に限る。）に掲げる者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に二年以上従事した経験を有するものにあっては、平成三十年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める者第十一号に掲げる者に該当するものとみなす。

平成二十七年三月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第七号中「第十三号」を「第十二号」に、「第十八号又は第十九号」を「第十七号から第十九号まで」に改め、第十一号を削り、第十二号中「行動援護サービス費の注３ただし書」を「介護給付費等単位数表第４の１の行動援護サービス費の注３本文」に改め、「（前号に掲げる者を除く。）」を削り、同号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二　介護給付費等単位数表第７の３の注２の厚生労働大臣が定める者

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十三　介護給付費等単位数表第９の３の注４の厚生労働大臣が定める者

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第百五十三号）による改正前の介護給付費等単位数表第９の３のロの重度障害者支援加算Ⅱの算定を受けている指定障害者支援施設において、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の受講を予定している者にあっては当該研修を修了しているものとみなす。）

○厚生労働省告示第百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二号ハの表を次のように改める。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定められている営業時間（以下この表において「営業時間」という。）が四時間以上六時間未満であること。	百分の八十五
営業時間が四時間未満であること。	百分の七十

○厚生労働省告示第百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三号中ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ　介護給付費等単位数表第９の３の重度障害者支援加算のロの重度障害者支援加算Ⅱを算定すべき指定施設入所支援等の施設基準

次の⑴及び⑵のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。

⑴　介護給付費等単位数表第８の１の注１の⑵に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者が一人以上利用していること。

⑵　指定障害者支援施設等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従事者基準」という。）別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十年三